

建築物解体工事における安全管理等遵守事項について

川崎市石綿飛散防止対策セミナー

川崎南労働基準監督署
安全衛生課長 高橋豊洋

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

- 1 改正石綿障害予防規則の概要
- 2 石綿ばく露防止のための遵守事項
- 3 解体工事等における不適切事例
- 4 解体工事等の安全管理
- 5 質疑応答

1 改正石綿障害予防規則の概要

1 改正石綿障害予防規則の概要

改正石綿則のポイント

石綿(アスベスト)による健康障害の予防対策の一層の推進を図るため、平成17年(2005年)に石綿障害予防規則(石綿則)が制定され、これに基づく措置が事業者等に義務付けられています。

しかしながら、石綿則で義務付けられている作業開始前の石綿含有の有無の事前調査など、建築物等の解体・改修工事を行う際に必要な措置が実施されていない事例が散見されたことから、解体・改修工事における石綿ばく露による健康障害を防止するため、令和2年(2020年)7月に石綿則が改正され、10月以降、順次施行されます。

1 改正石綿障害予防規則の概要

改正ポイント1

工事前に石綿含有の有無を調べる事前調査について

- ◆ 建築物の解体・改修・リフォームなどの工事対象となる全ての材料について、石綿（アスベスト）含有の有無を設計図書等の文書と目視で調査するとともに、その調査結果の記録を3年間保存する必要があります。（令和3年（2021年）4月～）
- ◆ 建築物の事前調査は、厚生労働大臣が定める講習を修了した者等が行う必要があります。（令和5年（2023年）10月～）
- ◆ 工作物の事前調査は、厚生労働大臣が定める講習を修了した者等が行う必要があります。（令和8年（2026年）1月～）



改正ポイント2

工事開始前の労働基準監督署への届出について

- ◆ 吹付石綿に加え石綿（アスベスト）が含まれる保温材などの除去等の工事は14日前までに労働基準監督署に届け出る必要があります。（令和3年（2021年）4月～）
- ◆ 一定規模以上の建築物や特定の工作物の解体・改修工事は、事前調査の結果等を電子システムで届け出る必要があります。（令和4年（2022年）4月～）



1 改正石綿障害予防規則の概要

工事開始前の労働基準監督署への報告 令和4年4月1日施行

報告対象工事・報告内容

◆報告が必要な工事

① 解体部分の床面積が80m²以上の建築物の解体工事

※建築物の解体工事とは、建築物の壁、柱および床を同時に撤去する工事をいう

② 請負金額が100万円以上の建築物の改修工事

※建築物の改修工事とは、建築物に現存する材料に何らかの変更を加える工事であって、建築物の解体工事以外のものをいう

※請負金額は、材料費も含めた工事全体の請負金額をいう

1 改正石綿障害予防規則の概要

③ 請負金額が100万円以上の以下の工作物の解体工事・改修工事

- ・ 反応槽、加熱炉、ボイラー、圧力容器
- ・ 配管設備（建築物に設ける給水・排水・換気・暖房・冷房・排煙設備等を除く）
- ・ 焼却設備
- ・ 煙突（建築物に設ける排煙設備等を除く）
- ・ 貯蔵設備（穀物を貯蔵するための設備を除く）
- ・ 発電設備（太陽光発電設備・風力発電設備を除く）
- ・ 変電設備、配電設備、送電設備（ケーブルを含む）
- ・ トンネルの天井板
- ・ プラットホームの上家、鉄道の駅の地下式構造部分の壁・天井板
- ・ 遮音壁、軽量盛土保護パネル

④ 総トン数が20トン以上の船舶の解体工事・改修工事

1 改正石綿障害予防規則の概要

◆電子システムで報告が必要な内容

- ・事業者の名称・住所・電話番号・労働保険番号、現場の住所、工事の名称・概要・工事期間
- ・事前調査の終了年月日、事前調査を実施した者の氏名等
- ・工事対象の建築物・工作物・船舶の新築等工事の着工日、構造の概要
- ・床面積（建築物の解体工事）または請負金額（建築物の改修工事、工作物の解体又は改修工事）
- ・石綿作業主任者の氏名
- ・事前調査結果の概要（材料ごとの石綿使用の有無、判断根拠）
- ・作業の種類・切断等の作業の有無・作業時の措置

1 改正石綿障害予防規則の概要

- ◆「目視」とは、単に目で見えて判断することではなく、現地で部材の製品情報などを確認することをいう
- ◆目視ができない部分は、目視が可能となった時点で調査
- ◆石綿が使用されていないと判断するためには、製品を特定した上で、以下のいずれかの方法によらなければならない
 - ・その製品のメーカーによる証明や成分情報などと照合する方法
 - ・その製造年月日が平成18年9月1日以降であることを確認する方法
- ◆以下の確認ができる場合は、目視等によらなくてもよい
 - ・過去に行われた事前調査に相当する調査の結果の確認
 - ・インベントリ確認証書が交付されている船舶のインベントリの確認
 - ・着工日が平成18年9月1日以降であることの確認

1 改正石綿障害予防規則の概要

◆以下に該当する場合は、石綿の飛散リスクはないと判断できるので調査不要

- ・木材、金属、石、ガラス、畳、電球などの石綿が含まれていないことが明らかなものの工事で、切断等、除去または取り外し時に周囲の材料を損傷させるおそれのない作業
- ・工事対象に極めて軽微な損傷しか及ぼさない作業
- ・現存する材料等の除去は行わず、新たな材料を追加するのみの作業
- ・石綿が使用されていないことが確認されている特定の工作物の解体・改修の作業

様式第 1 号（第 4 条の 2 関係）（表面）

事前調査結果等報告

元 方 事 業 者 に 関 す る 事 項	事業者の名称			労働保険番号			事業者の住所			事業者の電話番号		
	作業場所の住所				工事の名称							
	工事の概要							建築物又は工作物の新築工事の着工日	西暦 年 月 日			
	建築物又は工作物の構造の概要					解体工事又は改修工事の実施期間	西暦 年 月 日～ 年 月 日					
	解体工事を行う床面積の合計	m ²		解体工事又は改修工事の請負金額		円		事前調査の終了年月日	西暦 年 月 日			
	事前調査を実施した者 （作業対象が建築物の場合に限る。以下同じ。）	氏名			分析調査を実施した者	氏名			作業に係る 石綿作業主任者の氏名			
講習実施機関の名称				講習実施機関の名称								
請 負 事 業 者 に 関 す る 事 項	事業者の名称			労働保険番号			事業者の住所			事業者の電話番号		
	事前調査を実施した者	氏名			分析調査を実施した者	氏名			作業に係る 石綿作業主任者の氏名			
		講習実施機関の名称				講習実施機関の名称						
	事業者の名称			労働保険番号			事業者の住所			事業者の電話番号		
	事前調査を実施した者	氏名			分析調査を実施した者	氏名			作業に係る 石綿作業主任者の氏名			
		講習実施機関の名称				講習実施機関の名称						
	事業者の名称			労働保険番号			事業者の住所			事業者の電話番号		
	事前調査を実施した者	氏名			分析調査を実施した者	氏名			作業に係る 石綿作業主任者の氏名			
講習実施機関の名称				講習実施機関の名称								
事業者の名称			労働保険番号			事業者の住所			事業者の電話番号			
事前調査を実施した者	氏名			分析調査を実施した者	氏名			作業に係る 石綿作業主任者の氏名				
	講習実施機関の名称				講習実施機関の名称							

様式第1号（第4条の2関係）（裏面）

作業対象の材料の種類	石綿使用の有無			石綿使用なしと判断した根拠 ①目視 ②設計図書（④を除く。） ③分析 ④材料製造者による証明 ⑤材料の製造年月日	作業の種類			切断等の作業の有無		作業時の措置 ①負圧隔離、②隔離（負圧なし）、 ③湿潤化、④呼吸用保護具の使用
	有	みなし	無		除去	封じ込め	囲い込み	有	無	
吹付け材	☐	☐	☐	① ☐ ② ☐ ③ ☐ ④ ☐ ⑤ ☐	☐	☐	☐	☐	☐	① ☐ ② ☐ ③ ☐ ④ ☐
保温材	☐	☐	☐	① ☐ ② ☐ ③ ☐ ④ ☐ ⑤ ☐	☐	☐	☐	☐	☐	① ☐ ② ☐ ③ ☐ ④ ☐
煙突断熱材	☐	☐	☐	① ☐ ② ☐ ③ ☐ ④ ☐ ⑤ ☐	☐	☐	☐	☐	☐	① ☐ ② ☐ ③ ☐ ④ ☐
屋根用折版断熱材	☐	☐	☐	① ☐ ② ☐ ③ ☐ ④ ☐ ⑤ ☐	☐	☐	☐	☐	☐	① ☐ ② ☐ ③ ☐ ④ ☐
耐火被覆材（吹付け材を除く、けい酸カルシウム板第2種を含む）	☐	☐	☐	① ☐ ② ☐ ③ ☐ ④ ☐ ⑤ ☐	☐	☐	☐	☐	☐	① ☐ ② ☐ ③ ☐ ④ ☐
スレート波板	☐	☐	☐	① ☐ ② ☐ ③ ☐ ④ ☐ ⑤ ☐	/			☐	☐	① ☐ ② ☐ ③ ☐ ④ ☐
スレートボード	☐	☐	☐	① ☐ ② ☐ ③ ☐ ④ ☐ ⑤ ☐				☐	☐	① ☐ ② ☐ ③ ☐ ④ ☐
屋根用化粧スレート	☐	☐	☐	① ☐ ② ☐ ③ ☐ ④ ☐ ⑤ ☐				☐	☐	① ☐ ② ☐ ③ ☐ ④ ☐
けい酸カルシウム板第1種	☐	☐	☐	① ☐ ② ☐ ③ ☐ ④ ☐ ⑤ ☐				☐	☐	① ☐ ② ☐ ③ ☐ ④ ☐
押出成形セメント板	☐	☐	☐	① ☐ ② ☐ ③ ☐ ④ ☐ ⑤ ☐				☐	☐	① ☐ ② ☐ ③ ☐ ④ ☐
パルプセメント板	☐	☐	☐	① ☐ ② ☐ ③ ☐ ④ ☐ ⑤ ☐				☐	☐	① ☐ ② ☐ ③ ☐ ④ ☐
ビニル床タイル	☐	☐	☐	① ☐ ② ☐ ③ ☐ ④ ☐ ⑤ ☐				☐	☐	① ☐ ② ☐ ③ ☐ ④ ☐
窯業系サイディング	☐	☐	☐	① ☐ ② ☐ ③ ☐ ④ ☐ ⑤ ☐				☐	☐	① ☐ ② ☐ ③ ☐ ④ ☐
石膏ボード／ロックウール吸音天井板	☐	☐	☐	① ☐ ② ☐ ③ ☐ ④ ☐ ⑤ ☐				☐	☐	① ☐ ② ☐ ③ ☐ ④ ☐
その他の材料	☐	☐	☐	① ☐ ② ☐ ③ ☐ ④ ☐ ⑤ ☐				☐	☐	① ☐ ② ☐ ③ ☐ ④ ☐

年 月 日

事業者職氏名

印

労働基準監督署長 殿

備考

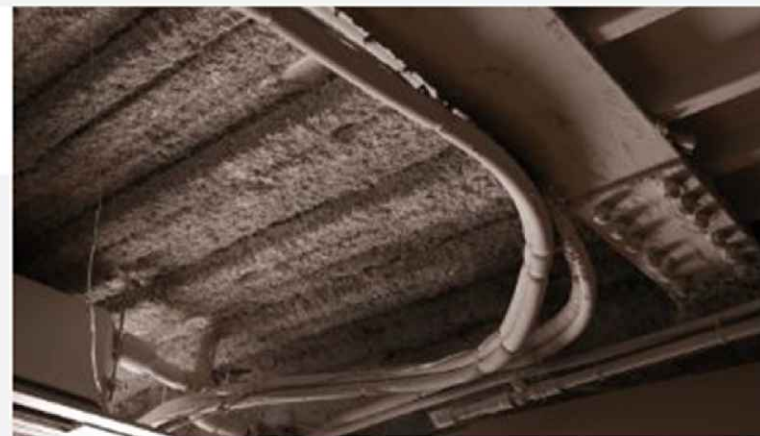
- 「労働保険番号」の欄は、一括有期事業の場合は当該事業に係る労働保険番号、一括有期事業ではない場合は、各事業者の継続事業に係る労働保険番号を記載すること。
- 「請負事業者に関する事項」の欄は、当該作業を請け負わせている事業者がいる場合に、全ての請負事業者について記入すること。
- 「請負事業者に関する事項」の「事前調査を実施した者」及び「分析調査を実施した者」の欄は、元請事業者に関する事項と同一となる場合は、同様に記載すること。
- 「建築物又は工作物の構造の概要」の欄は、階数等の規模及び構造等の概要を簡潔に記入し、耐火建築物又は準耐火建築物に該当する場合はその旨も記入すること。
- 「解体工事を行う床面積の合計」の欄は、建築物の解体工事に該当する場合に記入すること。なお、建築物の解体工事とは、建築物の壁、柱及び床を同時に撤去する工事をいうこと。
- 「解体工事又は改修工事の請負金額」の欄は、建築物の改修工事又は工作物の解体工事若しくは改修工事に該当する場合に記入すること。
- 「講習実施機関の名称」の欄は、事前調査を実施した者が一般社団法人日本アスベスト調査診断協会登録者である場合には、その旨を記入すること。
- 「作業に係る石綿作業主任者の氏名」の欄は、石綿使用建築物等解体等作業がある場合に必ず記入すること。なお、届出時点で未選任の場合は、選任予定者を記入すること。
- 裏面の記載は、請負事業者がいる場合は、請負事業者に請け負わせる作業に係るものも含めて、作業対象の材料に該当するもの全てについてまとめて記入すること。
- 「石綿使用の有無」の欄は、石綿を含有しているものとみなす場合は、「みなし」に記入すること。
- 「石綿使用なしと判断した根拠」の欄は、①から⑤までのうち該当するものが複数ある場合には、その全てを記入すること。
- 「切断等の作業の有無」の欄は、材料の切断、破碎、穿孔、研磨等を行う作業の有無について記入すること。
- 「作業時の措置」の欄は、届出の時点で予定している措置を記入すること。また、①から④までのうち該当するものが複数ある場合には、その全てを記入すること。
- 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。

1 改正石綿障害予防規則の概要

改正ポイント3

吹付石綿・石綿含有保温材等の除去工事について

- ◆ 除去工事が終わって作業場の隔離を解く前に、資格者が石綿（アスベスト）等の取り残しがないことを確認する必要があります。（令和3年（2021年）4月～）



1 改正石綿障害予防規則の概要

◆負圧の点検は、作業開始前に加えて、作業中断時に作業者が集中して前室から退出するタイミングで実施する必要

※作業中断時とは、休憩等で作業を中断した時や何日間か継続する作業において最終日以外の日の作業を終了した時をいう

◆取り残しがないことの確認ができる資格者

- ・ 除去作業の石綿作業主任者
- ・ 事前調査を実施する資格を有する者（建築物に限る）

◆取り残しがないことの確認は、分析等は不要

- ◆ 石綿(アスベスト)が含まれているけい酸カルシウム板第1種を切断、破砕等する工事は、作業場を隔離する必要があります。(令和2年(2020年)10月～)
- ◆ 石綿(アスベスト)が含まれている成形品等の除去工事は、原則切断、破砕等によらない方法で行う必要があります。(令和2年(2020年)10月～)
- ◆ 石綿(アスベスト)が含まれている仕上塗材をディスクグラインダー等を用いて除去する工事では、作業場を隔離する必要があります。(令和3年(2021年)4月～)



^ ※ 仕上塗材とは？

石綿含有仕上塗材

JIS A 6909に定められた建築用仕上塗材(しあげぬりざい)のうち、石綿等が使用されているものである。建築用仕上塗材は、建築物の内外装の保護や意匠を目的とした表面仕上に幅広く用いられている左官材料であり、過去に石綿が使用されていた。なお、仕上塗材の施工時に使用される石綿含有下地調整塗材については、法令上は石綿含有成形板等に区分されるが、除去作業は石綿含有仕上塗材と合わせて実施されることから、石綿含有仕上塗材に分類されるものとして扱い、実施する石綿飛散防止措置については石綿含有仕上塗材を除去する際の措置を実施することとする。内装仕上に用いられる石綿含有ひる石吹付け材及び石綿含有パーライト吹付け材については、大気汚染防止法における「吹付け石綿」及び石綿障害予防規則における「吹き付けられた石綿」に分類されることから、石綿含有仕上塗材に含まれない。

「建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアル」[3 用語の定義]、[(7) 石綿含有仕上塗材]より引用

1 改正石綿障害予防規則の概要

吹付石綿・石綿含有保温材等の除去工事に対する規制

令和3年4月1日施行

- 隔離場所の集じん・排気装置に、設置場所など何らかの変更を加えたときにも、排気口からの石綿等の粉じんの漏洩の有無を点検する必要
- 作業中断時にも隔離場所の前室が負圧に保たれているか点検する必要
- 除去作業終了後に隔離を解く前に、資格者による取り残しがないことの目視による確認が必要

1 改正石綿障害予防規則の概要

石綿含有仕上塗材の除去工事に対する規制 令和3年4月1日施行

石綿含有仕上塗材をディスクグラインダーまたはディスクサンダーで除去するときは、ビニルシートなどにより作業場所を隔離し、湿潤な状態に保ちながら作業をする必要

- ◆作業場所の隔離は、負圧に保つ必要はない
- ◆高圧水洗工法、超音波ケレン工法等は作業場所の隔離不要

1 改正石綿障害予防規則の概要

成形板等の除去工事に対する規制 令和2年10月1日施行

- 石綿含有成形品（スレート、ボード、タイル、シートなど）の除去は、切断・破砕等以外の方法による必要（技術上困難な場合を除く）
- けい酸カルシウム板第1種をやむを得ず切断・破砕等するときは、ビニルシートなどにより作業場所を隔離し、湿潤な状態に保ちながら作業をする必要
 - ※作業場所の隔離は、負圧に保つ必要はない

1 改正石綿障害予防規則の概要

◆技術上困難な場合とは：

材料が下地材などと接着材で固定されており、切断等を行わずに除去することが困難な場合や、材料が大きく切断等を行わずに手作業で取り外すことが困難な場合など

◆切断・破砕等以外の方法とは：

ボルトや釘等を撤去し、手作業で取り外すことなどをいう

1 改正石綿障害予防規則の概要

改正ポイント5

写真等による作業の実施状況の記録について

- ◆ 石綿（アスベスト）が含まれている建築物、工作物又は船舶の解体・改修工事は、作業の実施状況を写真等で記録し、3年間保存する必要があります。（令和3年（2021年）4月～）



改正ポイント6

除じん性能を有する電動工具の使用について

- ◆ 石綿（アスベスト）等の切断等の作業では、①湿潤な状態とすること、②除じん性能を有する電動工具を使用すること、③その他の石綿等の粉じんの発散を防止する措置の①～③のいずれかの措置を行う必要があります。（令和6年（2024年）4月～）

写真等による作業の実施状況の記録 令和3年4月1日施行

■ 3年間保存すべき記録の内容・記録方法

◆以下の内容が確認できるよう写真等により記録し、3年間保存する必要（⑥は文書等による記録で可）

- ①事前調査結果等の掲示、立入禁止表示、喫煙・飲食禁止の掲示、石綿作業場である旨等の掲示状況
- ②隔離の状況、集じん・排気装置の設置状況、前室・洗身室・更衣室の設置状況

1 改正石綿障害予防規則の概要

③集じん・排気装置からの石綿等の粉じんの漏洩点検結果、負圧の点検結果、隔離解除前の除去完了確認の状況

④作業計画に基づく作業の実施状況（湿潤化の状況、マスク等の使用状況も含む）

※同様の作業を行う場合も、作業を行う部屋や階が変わるごとに記録する必要

⑤除去した石綿の運搬または貯蔵を行う際の容器など、必要な事項の表示状況、保管の状況

⑥作業従事者および周辺作業従事者の氏名および作業従事期間

◆記録は、写真のほか、動画による記録も可能

撮影場所、撮影日時等が特定できるように記録する必要

1 改正石綿障害予防規則の概要

労働者ごとの作業の記録項目の追加 令和3年4月1日施行

40年の保存義務がある労働者ごとの作業の記録に追加が必要な項目

- ・事業者の名称・住所・電話番号・労働保険番号、現場の住所、工事の名称・概要・工事期間
- ・事前調査の終了年月日、事前調査を実施した者の氏名等
- ・工事対象の建築物・工作物・船舶の新築等工事の着工日、構造の概要
- ・床面積（建築物の解体工事）または請負金額（建築物の改修工事、工作物の解体又は改修工事）
- ・石綿作業主任者の氏名
- ・事前調査結果の概要（材料ごとの石綿使用の有無、判断根拠）
- ・作業の種類・切断等の作業の有無・作業時の措置

◆作業の実施状況の記録の概要

写真等をそのまま保存する必要はなく、保護具の使用状況も含めた措置の実施状況についての文章等による簡潔な記載による記録

1 改正石綿障害予防規則の概要

石綿障害予防規則等の改正事項と施行日

	令和2年度		令和3年度	令和4年度	令和5年度		令和6年度
	7月	10月	4月	4月	4月	10月	4月
事前調査方法の明確化	周知		令和3年4月施行				
分析調査を不要とする規定の吹付け材への適用	周知		令和3年4月施行				
建築物・船舶の事前調査、建築物・船舶・工作物の分析調査を行う者の要件新設	周知、事前調査・分析調査を行う資格を有する者の育成（全国的な講習の実施）					令和5年10月施行	
工作物の事前調査を行う者の要件新設						周知・令和8年1月施行	
事前調査及び分析調査結果の記録等	周知		令和3年4月施行				
計画届の対象拡大	周知		令和3年4月施行				
解体・改修工事に係る事前調査結果等の報告制度の新設	周知、電子報告システムの開発			令和4年4月施行			
負圧隔離を要する作業に係る措置の強化	周知		令和3年4月施行				
けい酸カルシウム板第1種を切断等する場合の措置の新設	周知		令和2年10月施行				
仕上塗材を電動工具を使用して除去する場合の措置の新設	周知		令和3年4月施行				
石綿含有成形品に対する措置の強化（切断等の原則禁止）	周知		令和2年10月施行				
労働者ごとの作業の記録項目の追加	周知		令和3年4月施行				
作業実施状況の写真等による記録の義務化	周知		令和3年4月施行				
発注者による事前調査・作業状況の記録に対する配慮	周知		令和3年4月施行				
除じん性能を有する電動工具の使用に係る改正						周知	令和6年4月施行
登録講習機関の廃止時の引渡し規定の創設						周知	令和6年5月施行

改正石綿則・安衛則の公布

2

2 石綿ばく露防止のための遵守事項

ひと、くらし、みらいのために



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

2 石綿ばく露防止のための遵守事項



2 石綿ばく露防止のための遵守事項

■ 工事開始前まで ■

規制内容	工事の種類	全ての解体・改修工事		
		建築物	工作物	船舶
事前調査の実施、記録の3年保存		●	●	●
事前調査に関する資格者要件		●		●
事前調査結果等の報告（工事開始前まで）		●※1	●※2	●※3
作業計画の作成（石綿含有建材がある場合）		●	●	●
計画の届出（工事開始の14日前まで）		●※4	●※4	●※4

※1 床面積80m²以上の解体工事または請負金額100万円以上の改修工事に限る

※2 請負金額100万円以上の特定の工作物の解体工事または改修工事に限る

※3 総トン数が20トン以上の船舶に係る解体工事または改修工事に限る

※4 吹付石綿等（レベル1建材）または石綿含有保温材等（レベル2建材）がある場合に限る。

建設業・土石採取業以外の事業者にあつては、作業の届出（工事開始前まで）が適用。

2 石綿ばく露防止のための遵守事項

■ 工事開始後（石綿含有建材を扱う作業に限る） ■

主な規制内容	作業の種類			
	吹付石綿、保温材等の除去等	けい酸カルシウム板第1種の破砕等	仕上塗材の電動工具による除去	スレート板等の成形品の除去
事前調査結果の作業場への備え付け、掲示	●	●	●	●
石綿作業主任者の選任・職務実施	●	●	●	●
作業者に対する特別教育の実施	●	●	●	●
作業場所の隔離	●	●	●	
隔離空間の負圧維持・点検・解除前の除去完了確認	●			
作業時に建材を湿潤な状態にする	●	●	●	●
マスク、保護衣等の使用	●	●	●	●
関係者以外の立入禁止・表示	●	●	●	●
石綿作業場であることの掲示	●	●	●	●
作業者ごとの作業の記録・40年保存	●	●	●	●
作業実施状況の写真等による記録・3年保存	●	●	●	●
作業者に対する石綿健康診断の実施	●	●	●	●

2 石綿ばく露防止のための遵守事項

作業主任者の選任について

労働安全衛生法第14条（石綿障害予防規則第19条） （抄）

事業者は、石綿若しくは石綿をその重量の0.1パーセントを超えて含有する製剤その他の物を取り扱う作業については、石綿作業主任者技能講習を修了した者のうちから石綿作業主任者を選任しなければならない。

注意事項 1 作業主任者は、事業者ごとに選任する必要があります。

元請	石綿を取り扱う作業なし	作業主任者選任不要（下請の指導必要）
1次下請	石綿を取り扱う作業あり	作業主任者選任必要
2次下請	石綿を取り扱う作業あり	作業主任者選任必要

注意事項 2 作業主任者が現場を兼務する場合

作業主任者の職務に定める労働者の指揮や保護具の使用状況を監視することができない場合には、複数の現場の作業主任者を兼務することはできません。

3 解体工事等における不適切事例

3 解体工事等における不適切事例

(1) 所定期日を満たさずに建設工事計画届が提出されたもの。

配管保温材を除去するに当たり、建築物から当該配管を取り外した後に建設工事計画届が提出されたもの。

→ **元請**に労働安全衛生法第88条第3項違反で是正勧告書交付
仕事の開始の日の14日前までに労働基準監督署長に届出していないこと。

発注者に対し、労働安全衛生法第3条第3項違反で是正勧告書交付
建設工事の発注者として、施工方法や工期等について、安全で衛生的な作業
の遂行をそこなうおそれがある条件を附さないよう配慮されていないこと。

3 解体工事等における不適切事例

(2) 石綿除去作業を行うに当たり、作業主任者が選任されていなかったもの。

石綿除去作業を行っていた下請会社は、作業者に特別教育を受けさせていたものの、作業主任者を選任していなかった。当該現場で作業主任者として選任されていた者は、元請の労働者であり、元請の労働者は、石綿除去作業に従事していなかった。

→ **下請**に対し、労働安全衛生法第14条

石綿障害予防規則第19条違反で是正勧告書交付

石綿除去作業を行うに当たり、作業主任者を選任していなかったこと。

元請に労働安全衛生法第29条第1項違反で是正勧告書交付

関係請負人及び関係請負人の労働者が労働安全衛生法に違反しないよう必要な指導を行っていなかったこと。

3 解体工事等における不適切事例

(3) 石綿事前調査の結果が掲示されていなかったもの。

建築物の解体を行うに当たり、石綿の有無について事前調査を実施し、電子申請により、報告もされていたが、石綿が使用されていなかったことから、事前調査結果を掲示していなかったもの。

→ **元請**に労働安全衛生法第22条第1項

石綿障害予防規則第3条第8項違反で是正勧告書交付

建築物を解体するに当たり実施した石綿の有無の事前調査結果について、作業場の見やすい箇所に掲示していないこと。

4

4 解体工事等の安全管理

ひと、くらし、みらいのために



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

4 解体工事等の安全管理

建築物の解体等の作業については、石綿ばく露防止措置のみならず、労働災害防止についても配慮する必要があります。

建設現場での労働災害は、労働者の墜落・転落災害、建設機械等の倒壊や接触など、死亡災害も含め重篤なものが毎年発生しています。

発生原因については、手すり等の墜落防止措置の不備や建設機械等の作業計画を逸脱した作業の実施などがありますが、リスクアセスメントの実施により、適切に危険要因等を捉え、軽減して作業を行ってください。

また、建設現場には、請負契約により、複数の関係請負人が1の場所で作業を行うこととなり、過度な重層請負を改善し、作業間の連絡調整を確実に実施することにより、混在作業に関連する関係請負人における危険を防止する必要があります。

4 解体工事等の安全管理

(1) 過度の重層請負の改善

- ① 労働災害を防止するための事業者責任を遂行できない単純労務のみを行う事業者等にその一部を請け負わせないこと。
- ② 仕事の全部を一括して請け負わせないこと。

労働災害が発生したことから、所属事業場を確認したところ、労働者名簿や新規入場記録では、2次下請であったにもかかわらず、3次下請所属労働者であったもの。

一人親方の災害との報告があり、発生原因等を調査したところ、3次下請の労働者であったもの。

元請として、関係請負人及びその労働者を把握する必要があります。

4 解体工事等の安全管理

(2) 作業手順書の作成

元請けは、関係請負人に対し、労働災害防止に配慮した作業手順書を作成するよう指導すること。

移動式クレーンや車両系建設機械等については、作業計画の作成が義務付けられており、当該計画に基づき作業を行うこと。

作業場所を巡視する場合には、作業手順書や作業計画に基づく作業となっているのか確認すること。

労働災害発生原因として、作業手順書が作成されていないものや変更されているもの、周知されていないものなどがあります。

4 解体工事等の安全管理

(3) 外国人労働者の安全確保

解体工事の現場には、外国人労働者が従事することが少なくありません。

昨年、川崎市内では、外国人労働者の死亡災害も発生しています。

言葉や習慣の違いなど意思疎通が困難な場合があり、安全衛生教育なども適切に実施できないことがあります。

死亡災害事例（令和6年9月） 18歳 男性

新築工事に伴う解体工事現場において地下3メートルほどの場所で作業を行っていた被災者に重機のバケット等が接触したものの。

令和4年度厚生労働省委託
外国人労働者安全管理支援事業(外国人在留支援センター)

外国人労働者 安全衛生管理の 手引き

 厚生労働省 都道府県労働局 労働基準監督署
 公益社団法人 東京労働基準協会連合会

Contents

はじめに

序章 在留資格と就労 2

1 外国人の在留資格と就労の範囲～入管法の概要	2
1 入管法とは	2
2 在留資格と活動の範囲	2
3 就労活動に関する規制	9
4 特定技能制度	13
2 外国人技能実習制度の概要と留意点	30
1 技能実習制度の経緯	30
2 技能実習計画の認定と認定の取消し	40
3 特定技能制度及び技能実習制度の検討	45

第1章 労働災害の発生状況と発生要因の分析 49

1 外国人労働者の雇用状況	49
2 外国人労働者の労働災害発生状況	54
3 高齢労働者の労働災害との比較による外国人労働者の労働災害の分析	57

第2章 安全衛生管理とコミュニケーション 60

1 言葉の壁	60
1 在留外国人の日本語能力に係る各種調査	60
2 日本語能力と労働災害	62
3 日本語の学習機会	63
4 日本語学習の自習に活用できるツール	65
5 「やさしい日本語」でコミュニケーション	66
6 地域社会との共生を通じた「新たな居場所」の創出と日本語能力の向上	70
2 文化の違いに対する理解	72
1 日本における異文化理解度と外国人労働者を受け入れる意識	72
2 日本人労働者・外国人労働者への教育支援ツール	74

安全衛生教育

特別教育

1 危険又は有害な業務に係る特別教育

安衛法は、危険又は有害な業務で、厚生労働省令で定めるものに労働者を就かせるときは、厚生労働省令で定めるところにより、事業者が当該業務に関する安全又は衛生のための特別な教育を行うことを義務付けています。（安衛法第59条第3項）

対象となる業務は、安衛法第36条に定められており、第1号の「研削といしの取替え又は取替え時の試運転の業務」から第41号の「墜落制止用器具のうちフルハーネス型も用いて行う作業」まで、58業務を規定しています。

各業務について、教育する科目、範囲、時間、実技教育の有無などの詳細が省令・告示で定められています。定められた要件を満たした教育となっていないと「未実施」とみなされることに注意が必要です。

国際人材協力機構が発行しているテキスト

タイトル	言語			
	英語	中国語	ベトナム語	インドネシア語
アーク溶接等作業の安全	○	○	○	○
グラインダ安全必携		○		
粉じんによる疾病の防止	○	○		○

建災防が発行しているサブテキスト

タイトル	言語	
	英語	ベトナム語
足場の組立て等作業従事者特別教育用サブテキスト	○	○
フルハーネス型安全帯使用作業特別教育用サブテキスト	○	○

5

5 質疑応答

ひと、くらし、みらいのために



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

5 質疑応答

(1) 工作物の石綿事前調査について、オーバーホール等で機器の部品（リレー等）を取り替える工事の場合、取り替える部品の一部（分解はしない）に石綿含有の製品がある際は、石綿作業主任者および特別教育の資格が必要でしょうか？

→ 石綿が使用されていても密閉されているなど、石綿にばく露する可能性がない場合には、作業主任者の選任は不要となり、石綿が含有するものの取扱に該当しないことから、特別教育も不要です。

(2) 石綿含有廃棄物（パッキン等）の大型機器を現地で解体せずにそのまま撤去して産廃会社に委託する場合、その産廃会社は請負会社情報に記載してGビズ登録をしなければならないか？

→ 産業廃棄物処理を行う会社については、現地での解体に関与しないことから、請負会社情報に記入する必要はありません。

石綿にばく露されても直ちに中皮種や肺がんなどを発症するものではありませんが、可能な限りばく露を低減する必要があります。

建築物の解体等の作業を行う事業者は、建材等に石綿が含まれているのか否か適切に調査し、調査結果に基づき、湿潤化や防じんマスクの着用等のばく露防止措置を確実に実施するとともに、記録することが重要です。

併せて墜落・転落や熱中症などの労働災害防止にもご配慮をお願いします。

ご安全に！